

社団法人 日本アクチュアリー会

定 款

# 社団法人日本アクチュアリー会定款

昭和38年5月10日

改正 昭和39年1月27日

改正 昭和40年8月5日

改正 昭和42年7月31日

改正 昭和46年7月22日

改正 平成元年6月23日

改正 平成6年6月6日

改正 平成9年7月16日

改正 平成11年8月31日

改正 平成13年9月14日

改正 平成15年7月22日

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、社団法人日本アクチュアリー会( The Institute of Actuaries of Japan )  
という。

### (事務所)

第2条 社団法人日本アクチュアリー会(以下「本会」という。)は、主たる事務所を東京  
都中央区におく。

2 本会は、大阪市その他理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所をおくことができる。

### (目 的)

第3条 本会は、アクチュアリー学の総合的調査研究活動を通じ、アクチュアリー専門職  
としての職務遂行能力の維持向上を図り、その関与する事業の健全な発展に寄与するこ  
とを目的とする。

### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) アクチュアリー学の研究調査

(2) アクチュアリー専門職としての職務遂行上必要な一定水準以上の知識・技能の保  
持を判定する資格試験の実施

- (3) アクチュアリー専門的知識・技能に関する教育・研修
- (4) 国内および国外の関係学会または関係団体との連絡および協力
- (5) 研究調査成果の発表および意見の交換のための年次大会・例会・研究会・講演会その他の会合の開催
- (6) 会報その他の刊行物の発行
- (7) 関係官庁等からの諮問に対する答申、または当該機関に対する建議
- (8) 指定法人として主務官庁から委託を受けた業務
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

### (種 類)

第5条 本会の会員は、正会員、名誉会員、準会員、研究会員および賛助会員とする。

### (資 格)

第6条 会員の資格は、次の各号の規定するところによる。

#### (1)正会員

- (イ) 理事長が理事会の議決を経て別に定める資格試験（以下「資格試験」という。）の全科目に合格し、かつ、理事会の承認を得た者
- (ロ) 理事会の議決により推薦され、かつ、会員総会の承認を得た者

#### (2)名誉会員

正会員であって、アクチュアリー学、またはこれに関する事業に対して功労のありと認められ、理事会の議決により推薦された者

#### (3)準会員

- (イ) 資格試験の第1次試験（基礎科目の全科目）に合格し、かつ、理事会の承認を得た者
- (ロ) 理事長の推薦により、理事会の承認を得た者

#### (4)研究会員

- (イ) 資格試験の第1次試験のうち1科目以上に合格し、かつ、理事会の承認を得た者
- (ロ) 本会に入会の申込をし、理事会の承認を得た者

#### (5)賛助会員

本会の目的に賛同して、入会の申込をし、理事会の承認を得た官公庁および法人

### (権利および義務)

第7条 会員は、この定款の規定するところにより権利を有し、かつ、義務を負うものとする。

2 会員は、別に定める「アクチュアリー行動規範」を遵守するものとする。

(入会の申込等)

第 8 条 本会の会員となろうとする者は、所定の入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、資格試験の第 1 次試験のうち 1 科目以上に合格して本会の会員となろうとする者は、前項の入会申込書の提出を要しないで理事会の承認を得て会員となるものとする。

(入会の承諾通知)

第 9 条 理事長は前条によって理事会の承認を得た後は、すみやかに会員名簿に必要な登録を行い、本人にその旨を通知するものとする。

(退 会)

第 10 条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは退会するものとする。

- (1) 退会の申出があり、理事長がこれを受理したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 破産の宣告を受けたとき
- (4) 解散したとき
- (5) 除名処分を受けたとき
- (6) 会費を 2 年以上滞納したとき

2 退会の効力は、前項の事由が発生し、それに基づいて、理事長が会員名簿に必要な登録をしたとき生ずるものとする。

3 会員は、退会したときは本会に対してなん等の請求権を有しないものとする。

(懲 戒)

第 11 条 本会は、会員が次の一に該当するときは、別に定める懲戒規則の手続きに従い、その会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の名誉を害するような行為をしたとき
- (2) この定款又は別に定める「アクチュアリー行動規範」に違反する行為をしたとき

2 懲戒の方法は、次の 3 種とする。

- (1) 戒告
- (2) 資格停止
- (3) 除名

(会員資格の認定および変更)

第 12 条 第 6 条に規定する会員の資格の認定および変更は、毎会計年度開始の日において行う。

ただし、理事長が理事会の議決を経て特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(会 費)

第 13 条 会員は、理事長が理事会の議決を経て別に定める会費規則に規定する額の会費を納入しなければならない。

ただし、名誉会員および理事長が理事会の議決を経て指名する会員については、会費を免除することができる。

(客員、会友及び朋友)

第 14 条 本会は客員、会友及び朋友を置くことができる。

2 客員は、本会の目的達成に貢献すると認められ、理事会の議決により推薦された者とする。

3 会友は、国外の著名なアクチュアリーであって、理事会の議決により推薦された者とする。

4 朋友は、国内及び国外の非会員であって、本会への協力を目的として、理事会の議決により推薦された者とする。

5 客員、会友及び朋友は、本会の行事に参加することができる。

### 第 3 章 役員および職員

(役 員)

第 15 条 本会に次の役員をおく。

(1) 理事 15 人以上、25 人以内

(2) 監事 4 人以内

2 本会に会長 1 人、理事長 1 人および副理事長 5 人以内をおくことができる。

(役員を選出)

第 16 条 会長、理事長及び副理事長は、理事の互選による。

2 理事および監事は、理事長が理事会の議決を経て別に定める選挙管理規則に規定する選挙により選出する。

(役員の職務および権限)

第 17 条 会長は会務を総理する。

- 2 理事長は、本会を代表し、会務を掌理し、かつ、会員総会および理事会の議長となるものとする。会長に事故があるときは、理事長がその職務を代理し、会長が欠員のときは、理事長がその職務を行う。
- 3 副理事長は、理事会の定めるところにより、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長および副理事長を補佐して、会務を執行し、理事長および副理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長および副理事長が欠員のときは、その職務を行う。
- 5 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(役員任期)

第 18 条 役員任期は就任後、翌々年の定時総会の終了までとする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(役員解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するときは、会員総会の議決を経て解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) その他役員たるに適しないと認められるとき

- 2 前項の会員総会の議決は、出席会員の 4 分の 3 以上の同意をもって決する。
- 3 前項の規定にかかわらず、当該会員総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の同意が出席会員の 4 分の 3 以上の同意に優先して効力を有するものとする。

(職員任免)

第 20 条 本会の事務を処理するために職員をおく。

- 2 本会の職員は、理事長が任免する。

## 第 4 章 評議員、顧問および参与

(評議員の員数)

第 21 条 本会に評議員 10 人以上 50 人以内をおく。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、賛助会員たる官公庁および法人の代表者またはこれに準ずる者、ならびに学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

2 評議員は、理事および監事を兼ねることができない。

(評議員の任期等)

第 23 条 評議員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は再任されることができる。

3 評議員の解任については、第 19 条第 1 項および第 2 項(役員の解任)の規定を準用する。この場合、「役員」「会員総会」および「出席会員」とあるのは、「評議員」「理事会」および「出席理事」と読み替える。

(顧問および参与)

第 24 条 本会に顧問および参与をおくことができる。

2 顧問および参与は、正会員のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。

3 顧問は、会員総会および理事会の諮問に応え、または会議に出席して意見を述べることができる。

4 参与は、理事会に協力し、業務の円滑な運営にあたる。

## 第 5 章 会 員 総 会

(総 会)

第 25 条 会員総会(以下「総会」という。)は、定時総会および臨時総会とする。

(招 集)

第 26 条 定時総会は、毎会計年度終了後 2 月以内に、臨時総会は、理事長が必要と認めるとき、または会員(準会員、研究会員および賛助会員を除く。)の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長が招集する。

(総会の付議事項)

第 27 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業概況報告および事業計画
- (3) 収支予算および決算の承認
- (4) 会費の分担
- (5) 役員の選任および解任
- (6) 推薦正会員の承認
- (7) 本会の解散および残余財産の処分の方法
- (8) その他本会運営の基本的事項

(定足数)

第 28 条 総会は、会員総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。この場合、あらかじめ書面をもって当該議事につき意思を表明した会員は、出席したものとみなす。

2 前項の規定にかかわらず、正会員総数の過半数の出席が、会員の過半数の出席に優先して効力を有するものとする。

(議 決)

第 29 条 総会の議決は、この定款に定める場合のほか、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、当該総会に出席した正会員の過半数による同意が、出席会員の過半数による同意に優先して効力を有するものとする。

(議事録)

第 30 条 理事長は、総会の議事録を作成し、議長、出席理事および理事長があらかじめ指名した出席正会員 2 人以上の者が記名押印をして、保存しなければならない。

## 第 6 章 理 事 会

(理事会)

第 31 条 理事会は、理事をもって組織する。

(招集および定足数)

第 32 条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、これを招集する。

2 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の審議)

第 33 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 決)

第 34 条 理事会の議決は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面による理事会)

第 35 条 理事長は、必要と認めるときは、書面による持回り審議によって、理事会の開催に代えることができる。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、議事録を作成し、議長および出席理事が記名押印をして、保存しなければならない。

## 第 7 章 評 議 員 会

(評議員会)

第 37 条 評議員会は、評議員をもって組織する。

2 評議員会の議長は、出席評議員の互選による。

(招集および定足数)

第 38 条 評議員会は、理事長が必要と認めたとき、または評議員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、理事長がこれを招集する。

2 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 評議員が書面をもって審議に加わる場合は、その評議員は出席したものとみなす。

(評議員会の審議)

第 39 条 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応えて審議を行い、理事会に意見を具申する。

(書面による評議員会)

第 40 条 理事長は、必要と認めるときは、書面による持回り審議によって、評議員会の開催に代えることができる。

(議事録)

第 41 条 評議員会の議事については、議事録を作成し、議長およびその会議において選任された出席評議員 2 人以上が記名押印をして、保存しなければならない。

## 第8章 資産および会計

### (資産)

第42条 本会の資産は、次の各号に掲げるものからなるものとする。

- (1) 本会設立の時ににおける従前の任意団体である日本アクチュアリー会から承継した別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄付金品、その他の収入

### (経費)

第43条 本会の経費は、前条の資産をもって、これを支弁する。

### (資産の管理)

第44条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決したところによる。

### (会計年度)

第45条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

### (事業計画・予算等)

第46条 理事長は、毎会計年度ごとに事業計画及び予算を作成し、当該年度の開始前に理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同様とする。

- 2 理事長は、前項の規定により理事会の承認を受けた事業計画及び予算を定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 予算が総会で承認されるまでの支出は、前年度の予算に準じて行うものとする。

### (決算)

第47条 理事長は、毎会計年度終了後1月以内に財産目録、貸借対照表および収支計算書を作成し、監事の監査を受けた後、定時総会に提出し、その承認を受けなければならない。

## 第9章 支部

### (支部)

第48条 本会は、第2条第2項の規定により大阪市に関西支部をおく。

(支部の組織)

第 49 条 関西支部は、本会の会員であって、関西在住者をもって組織する。

(支部の事業)

第 50 条 支部は、次の事項について、本会の目的達成に協力する。

- (1) 業務に関する指示事項を、支部に属する会員（以下「支部会員」という。）に伝達すること
- (2) 会務の執行について、理事会が委嘱し、または承認した事項を行うこと
- (3) 支部会員の意見を理事会に進達すること
- (4) その他支部規約に定めた事項を行うこと

(支部長)

第 51 条 関西支部に支部長 1 人をおく。

- 2 支部長は、関西在住の会員（準会員、研究会員及び賛助会員を除く。）のうちから、理事会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 支部長は、理事長の承認を得て理事会に出席することができる。ただし議決権はない。

(支部の経費および財産)

第 52 条 支部の経費は、本会よりの交付金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

- 2 支部長は、会計年度終了後 1 月以内に前年度の決算にかかわる財務諸表を理事長に提出しなければならない。
- 3 支部の保有する財産は、第 44 条の規定にかかわらず、理事長に代わり支部長が管理する。
- 4 第 45 条、第 46 条および第 47 条の規定は、これを支部に準用する。

(支部規約の制定および変更)

第 53 条 支部規約の制定および変更は、理事会の承認を得なければならない。

(決定事項の届出)

第 54 条 支部において決定した事項は、これを理事長に届け出なければならない。

(関西支部以外の支部)

第 55 条 本会の関西以外の支部についての組織は、この章の定めるところによる。

## 第10章 定款の変更

### (定款の変更)

- 第56条 この定款の変更は、理事長がこれを発議し、総会において出席会員の4分の3以上の同意をもって決し、かつ、内閣総理大臣の認可を得てこれを変更することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該総会に出席した正会員の4分の3以上の同意が、出席会員の4分の3以上の同意に優先して効力を有するものとする。

## 第11章 解散および残余財産の処分

### (解散)

- 第57条 本会は、総会において出席会員の4分の3以上の同意をもって決し、かつ、内閣総理大臣の認可を得て解散するものとする。

### (残余財産の処分)

- 第58条 本会が解散したときは、その残余財産は、総会において出席会員の4分の3以上の同意をもって決し、かつ、内閣総理大臣の許可を得て本会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

### (議決の特例)

- 第59条 前2条の規定にかかわらず、当該総会に出席した正会員の4分の3以上の同意が、出席会員の4分の3以上の同意に優先して効力を有するものとする。

## 第12章 補 則

### (委任)

- 第60条 この定款の施行について必要な細則および本会の業務運営に必要な事項は、理事会の議決により、理事長が別に定める。

### 付 則(平成元年6月23日改正)

- 1 この改正定款は、大蔵大臣の認可があった日(平成元年6月23日)から施行する。
- 2 改正定款第6条の規定にかかわらず、改正前に得た会員の資格は従前のとおりとする。

### 付 則(平成6年6月6日改正)

この改正定款は、大蔵大臣の認可があった日(平成6年6月6日)から施行する。

付 則(平成 9 年 7 月 16 日改正)

この定款の変更は、大蔵大臣の認可があった日(平成 9 年 7 月 16 日)から施行する。

付 則(平成 11 年 8 月 31 日改正)

この定款の変更は、内閣総理大臣の認可があった日(平成 11 年 8 月 31 日)から施行する。

付 則(平成 13 年 9 月 14 日改正)

この定款の変更は、内閣総理大臣の認可があった日(平成 13 年 9 月 14 日)から施行する。

付 則(平成 15 年 7 月 22 日改正)

この定款の変更は、内閣総理大臣の認可の取得及び主たる事務所の移転の双方が完了した日(平成 15 年 7 月 22 日)から施行する。